特定子ども・子育て支援施設等への確認監査について

▼特定子ども・子育て支援施設等に対する確認監査

子ども・子育て支援法に基づき、無償化の対象施設・事業である特定子ども・子育て支援施設等に対して、市が「確認監査」を実施します。

（1）目的

運営基準を順守させることにより、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保する。

（2）実施方針

運営基準の周知徹底及び施設等利用費の支給における過誤・不正の防止

（3）実施方法等

実施方法		対象等	根拠法 （子ども・子育て支援法）
指導	集団指導	・確認の公示後、概ね1年以内に実施 ・制度改正や過去の指導事例等が必要と認められ場合に、内容に応じて対象を選定し実施	第30条の3 （第14条準用）
	実地指導	・全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的・計画的に実施	
監査		下記に該当する情報があり、特に必要と認める場合 ①著しい運営基準違反が確認された場合 ②施設等利用費の請求に著しい不正が疑われる場合 ③意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 ④勧告、確認の取消し等に該当することが疑われる場合	第58条の8

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査について

▼特定子ども・子育て支援施設等とは

施設等利用給付費の支給に係る施設又は事業として確認を受けた以下の施設等

対象施設・事業		
施設	①	新制度未移行の幼稚園
	②	特別支援学校の幼稚部
	③	認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）
事業	④	預かり保育事業
	⑤	一時預かり事業
	⑥	病児保育事業
	⑦	子育て援助活動支援事業

④～⑦の事業を行っていない「特定教育・保育施設等」及び「認可外保育施設（企業主導型保育事業に限る）」は、確認監査の対象となりません。

特定子ども･子育て支援施設等への確認監査について

▼松山市が実施する複数の指導監査について（早見表）

特定子ども･子育て支援施設等の確認に係る実地指導は、市が実施する児童福祉法等に基づく施設監査･立入調査や子ども･子育て支援法に基づく確認監査等と同時に行います。

施設等区分	事業実施状況		施設監査･立入調査	確認監査	
				特定教育	特定子ども
･保育所 ･幼保連携型認定こども園 ･保育所型認定こども園 ･小規模保育事業 ･事業所内保育事業	P2④～⑦の事業　実施		○	○	○
	P2④～⑦の事業　未実施		○	○	×
･幼稚園（新制度） ･幼稚園型認定こども園	P2④～⑦の事業　実施		×	○	○
	P2④～⑦の事業　未実施		×	○	×
･認可外保育施設	企業主導型保育事業を除く		○	×	○
	企業主導型保育事業	P2④～⑦の事業　実施	○	×	○
		P2④～⑦の事業　未実施	○	×	×
･幼稚園（新制度未移行） ･病児保育事業のみ	―		×	×	○

※幼稚園、幼稚園型認定こども園の施設監査は県が実施

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査について

▼実地指導の確認項目

「子ども・子育て支援法」等に基づき、下記の7項目について確認を行います。

項目	基準（※）	着眼点	確認する資料（例）
①教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	第54条	特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の具体的内容など必要な記録がされているか。	保育の記録、業務日誌、登降園記録
②利用料及び特定費用の額の受領	第55条	・施設等利用給付認定保護者からの利用料の支払い状況、支払額を適切に管理しているか。 ・特定費用は適切なものであり、金銭の使途等を書面により明確にし、保護者に説明を行い、同意を得ているか。	利用申込書、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット
③領収書及び提供証明書の交付	第56条	・支払いを受けた場合の領収書を交付しているか。 ・特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	領収書控、提供証明書控
④保護者に関する市町村への通知	第58条	保護者が不正行為等で施設等利用費の支給を受けたとき等、市町村に通知しているか。	市町村への通知控
⑤子どもを平等に取り扱う原則	第59条	子どもの国籍等により差別的扱いをしていないか。	該当するマニュアル（運営規程など）
⑥秘密保持等	第60条	職員（退職した職員含む）が秘密を漏らさないための措置をとっているか。子どもに関する個人情報の提供に係る同意を得ているか。	就業規則、個人情報に関する誓約書、保護者の同意書
⑦記録の整備	第61条	「子ども・子育て支援提供の記録」、「保護者に関する市町村への通知に係る記録」を5年間保存しているか。	提供の記録、市への通知に関する記録

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準